

理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準規程

制定 平成 22. 4. 1

改正 平成 23. 11. 16

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人教育資金融資保証基金定款（以下「定款」という。）第 13 条及び第 28 条の規程に基づき、本基金の理事、監事及び評議員に対する報酬等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 常勤の理事とは、定款第 21 条第 2 項及び第 3 項に基づき、常時当基金の事務所に勤務して業務を執行する代表理事及び業務執行理事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第 10 条に基づき置かれた者をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。

第 2 章 報酬

(支給対象及び支給金額)

第 3 条 常勤の理事に対して報酬及び退職手当を支給することができる。

この場合、支給金額は各理事の職責及び必要とされる能力に応じたものであるとともに、民間事業者役員の報酬及び従業員の給与、当法人の経理の状況その他の事情を考慮し、不当に高額なものとならないよう留意して、次のように定める。

2 報酬の額

- (1) 代表理事（理事長） 年額 1, 200 万円
- (2) 業務執行理事（常務理事） 年額 850 万円

いずれも年額の 12 分の 1 を月額として、毎月 8 日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときはその前日に支給する。なお、賞与は支給しない。

3 退職手当

- (1) 代表理事(理事長) 報酬の月額×在任期間（月数）×1/12×1.5
- (2) 業務執行理事(常務理事) 報酬の月額×在任期間（月数）×1/12×1.3

第3章 出席謝金

(支給対象)

第4条 理事(常勤の理事を除く。)、監事及び評議員が次の各号の会合等に出席したときには、出席謝金を支給することができる。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 監事監査

(支給金額)

第5条 出席謝金の金額は、1回当たり2万円(税別)とする。

(支給方法)

第6条 前条で決定された金額は、会議開催の都度、振込又は現金で支給する。

第4章 規定の変更

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は、評議員会の決議によるものとする。

附 則

(適用日)

この規程は、平成23年11月16日から適用する。